

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う私立大学に対する支援要望

令和 2 年 5 月 1 日
日本私立大学協会

新型コロナウイルスの感染拡大による未曾有の事態の只中であって、大学をはじめとする高等教育が担う教育・学術研究・文化発信・国際交流等にかつてない支障が生じている。

このような状況下にあっても、教育の継続は我が国にとって重要な課題であり、とりわけ、我が国の大学の約7割強を占めるとともに、我が国の学部学生の約7割強の教育を担う私立大学に対する重点的な支援は今後の我が国の未来にとって不可欠であることから、下記の支援策の早期実現をお願いしたい。

1. 学生納付金の減額・返還要望への対応

- いま私立大学には、キャンパスへの入構規制や授業開始時期の延期等の措置に対して、学生納付金（授業料、施設設備費、教育充実費、実験実習費等）の減額や返還等の要望が学生や保護者の方々から寄せられている。
- これに対し、現在、多くの私立大学では、早期の授業再開を見据え、施設設備や教職員の雇用等を維持するとともに、授業再開までの間、学生の「学び」を遅滞させることなく、4年間での卒業を可能とするため、対面授業と同等の教育の質を確保した遠隔授業の実施に向けた新たな財政支出等を行い、その教育環境の確保に努めているところである。
- また、私立大学における学生納付金とは、単に一つ一つの授業に対する対価や施設設備の利用に対する対価を積み上げたものではなく、学位取得に必要な4年間の修業年限を念頭に置いて編成された、授業時間外学修を含む「教育課程」全体に対する経費として広く取り扱われている。
- こうした点に鑑みれば、私立大学がいま短期的にキャンパスへの入構規制や授業開始時期の延期、対面授業に代わる遠隔授業等を実施していることをもって、即座に学生納付金が減額・返還されるべきものではないと考える。むしろ私立各大学において取り組んでいる遠隔教育等の教育の環境整備の努力こそ助長すべきであるとする。そのための財政支援についてご検討をお願いしたい。
- なお、経済的に困窮する学生に対して、独自の奨学金や教育充実費を支給する私立大学に対する財政支援をお願いしたい。更に学費の延納・後納等を行っている私立大学に対し、学納金が入金されるまでの運営経費を確保するため、日本私立学校振興・共済事業団が行う「融資事業」について更なる低利子や無利子等の弾力的な運用をお願いしたい。

2. 学生の学修継続に向けた迅速な財政支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、家計維持者の収入減のみならず、アルバイトの解雇等により、留学生を含めた学生の学修継続が危ぶまれている。
- この度の令和2年度補正予算では、「家計が急変」した学生に対する「私立大学等授業料減免等支援」制度が示されているが、これでは不十分であるため、学生を広く救済する総合的な方策が統合的に構築される必要がある。その一方策として、現在空白となっている、所謂中間層に該当する「給与所得者で841万円以下」までを対象とする私立大学等経常費補助金の特別補助であった「授業料減免制度」の復活を強く望む。

○あわせて、家計が急変した学生に対する日本学生支援機構の「高等教育修学支援新制度」及び「貸与奨学金」については、迅速な給付が行われるよう一層の配慮をお願いしたい。

3. 遠隔教育に向けた環境整備の拡充・促進

○令和2年度補正予算においては、「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保（①遠隔授業実施に係るシステム・サーバー整備、②遠隔授業を行うための機材整備、③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備）」が講じられているが、遠隔教育を実施する全ての私立大学における全ての学生について、その遠隔教育に向けた環境整備が実現できる制度設計と更なる財政支援をお願いしたい。

4. 遠隔授業では実施が困難な「実習」への対応

○大学で行われる各種資格関連科目、特に教員養成における教育実習や介護等体験については、その受け入れ先である小・中・高校等の授業再開や、福祉施設の受け入れ等に見通しが立たない状況となっている。今後の教育実習と介護等体験の実施が困難と見込まれる場合の方針について、早期の明示をお願いしたい。

5. 授業再開に向けたスタートアップ経費の支援

○私立各大学においては、新型コロナウイルスの鎮静化を見据えた早期の授業再開に向けた準備も検討され始めている。所謂「3密」を防ぐための少人数授業の拡充や教室等の施設設備の整備のほか、授業開始の延期を取り戻すための教育環境の整備充実等の、授業再開に向けた取り組みに対する支援措置を合わせてお願いしたい。

6. その他

以上